

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和6年8月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400077号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400048号

第1 結論

請求者のA社における平成28年3月1日から令和3年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年3月から同年7月までの各月の標準報酬月額を18万円から20万円、同年8月の標準報酬月額を18万円から22万円、同年9月から令和元年7月までの各月の標準報酬月額を18万円から26万円及び同年8月から令和3年8月までの各月の標準報酬月額を18万円から28万円とする。

平成28年3月から令和3年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、平成28年3月から令和3年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年3月1日から令和3年9月1日まで

A社における請求期間の標準報酬月額が、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額となっているので、請求期間の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書及びB市から提出された課税資料により、請求者が、請求期間において、A社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成28年3月から同年7月までの各月は20万円、同年8月は22万円、同年9月から令和元年7月までの各月は26万円及び同年8月から令和3年8月までの各月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの届出は行っていない旨回答していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400005号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400019号

第1 結論

昭和62年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年*月から平成3年3月まで

公務員だった父に20歳になったら国民年金に加入すると言われて、20歳になってすぐに加入手続を行い、郵便局の窓口にて納付書を用いて毎月8,600円ぐらいの国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、請求期間が国民年金の未納期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になってすぐに国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受けるところ、A市の国民年金被保険者名簿において、請求者の記号番号(*①)に係る資格取得年月日は平成3年4月1日で、受付年月日は同年5月24日(事由:新規取得)である旨が記載されている上、当該記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の当該記号番号に係る国民年金の加入手続は同年5月に行われたと推認でき、請求者の主張する加入手続時期と符合しない。

また、国民年金法の時効に関する規定により、前述の受付年月日(平成3年5月24日)時点において、請求期間のうち平成元年3月以前の期間に係る国民年金保険料は、前述の記号番号により納付することができない。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しを受ける必要があるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求期間当時に別の記号番号が請求者に払い出された記録は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、請求期間の始期である請求者の20歳到達日(昭和62年*月*日)の国民年金の被保険者資格取得に係る処理年月日は、請求者に係る基礎年金番号(*②)の年金手帳の交付年月日と同じ日である平成12年6月20日となっており、請求期間については、同日まで国民年金に未加入の期間として取り扱われていたことが確認できる。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400162号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400020号

第1 結論

平成17年3月から平成23年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年3月から平成23年3月まで

10年後納制度の対象期間に係る国民年金保険料は、当初、納付していなかったが、その後、経済的に余力ができたため、当該制度を利用して、承認された期間に係る国民年金保険料をA年金事務所の窓口及びコンビニエンスストアで納付したが、A年金事務所で納付したと記憶している請求期間の納付記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、後納制度を利用して納付した旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者は平成25年5月2日に、平成15年5月から平成23年3月までの期間に係る国民年金保険料について、後納の申込を行い、平成25年5月9日に承認されていることが確認でき、当該承認年月日当時において、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を後納することは可能であった。

しかしながら、オンライン記録によると、前述の後納申込期間のうち平成15年5月分から平成17年2月分までの国民年金保険料は、平成25年5月31日、同年6月28日、同年7月29日、同年8月27日、同年9月30日、同年11月1日、平成26年1月17日、同年2月28日及び同年3月31日に収納されたことが確認できるものの、請求期間に係る国民年金保険料が収納された記録は確認できない。

また、日本年金機構は、平成25年5月9日に承認されたことにより発行された請求期間に係る納付書の使用期限を平成26年3月31日であったと回答しており、当該使用期限が過ぎた納付書は使えなくなるが、10年以内の期間であれば再度後納の申込を行うことができるところ、オンライン記録によると、請求者が平成26年4月以降に後納の申込を行った記録は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料をA年金事務所の窓口で納付した旨主張しているところ、日本年金機構は、平成25年当時において、A年金事務所では、窓口で国民年金保険料を収納していなかった旨回答している。

加えて、コンビニエンスストア各店舗における納付情報を取りまとめる当該コンビニエンスストア本部に照会を行う際は、納付したと主張する期間、納付時期、納付した店舗名及び日本年金機構が保管する納付書のバーコード情報が必要であるが、請求者は具体的な納付時期を記憶していない上、バーコード情報の保存は過去3年度分であり、日本年金機構は、請求者に交付した納付書に係るバーコード情報を保管していない旨回答していることから、当該コンビニエンスストア本部に請求者の納付情報を照会することはできない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書控等) はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。